

○財務省告示第五十四号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年二月二十六日

財務大臣 麻生 太郎

「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。